

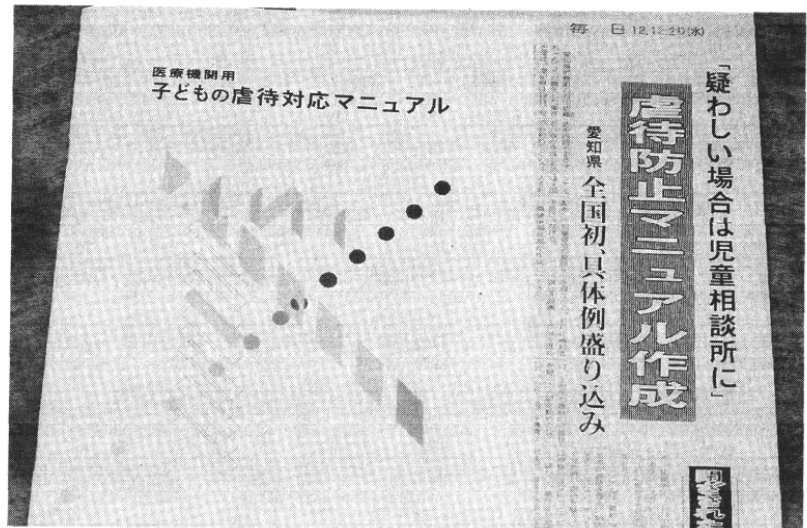

# わたらい メール

2001. 1  
No. 13

発行者 愛知県議会議員 わたらい克明 〒440-0028 豊橋市多米東町2-20-12

## 「子どもの虐待対応マニュアル」を作成

児童虐待を早期発見するためのマニュアルを、県健康福祉部が作成しました。虐待予防を内容とするマニュアルを、行政が作成したのは、全国でも初めて。県内の医療機関や保健所、保健センター、警察

21世紀を目前に控え、ITを中心とした経済、文化の新しい息吹は力強く明る。時代の到来を予感させてくれます。しかし一方で、この世紀を支える子どもたちの置かれている環境は、情報化、少子・高齢化社会の中で、人と人の関わりが薄れ、子どもたちが人として大切なものを得ることが難しくなっているのではないかと危惧されます。新聞やテレビには、毎日のように少年の犯罪や子ども

子どもの虐待の相談件数

年度	相談件数
1998年度	約100
1999年度	約150
2000年度	約200
2001年度	約250

虐待相談件数の推移(年度)

子どもの虐待とは

虐待からの救出(＝保護)  
医療関係者の早期発見に努める義務  
通告義務は守る義務に優先  
診断・ネットワーク・予防

第1章 個別診断 3

1. 子どもの虐待は医学的に診断する
2. 部位別・相関係にみた身体的虐待の可能性
3. ネットワークをネットワークしないために
4. 性的虐待・心理的虐待はどのようにして発見されるか

第2章 虐待を疑ったら 5

1. 虐待を疑った時の対応の手順
2. 児童虐待の把握
3. 入院での対応の必要性
4. 家族との対応における注意点
5. 実地を把握した後の注意事項
6. 児童相談所への連絡 まずは電話で

■事例1

第3章 ネットワークにつなげよう

1. ネットワークにつなぐ時の対応の手順
2. 児童相談所の調査
3. ネットワークセッションでの対応量の検討
4. 対応策の決定と実行
5. 情報提供
6. 入院から一時保護への移行手順
7. 児童相談所からの一時保護委託として入院を継続する
8. 在宅での指導・見守りにおいて医療機関が果たす役割
9. 診断書の書き方のポイント

トピックス ■院内対応システム例 ■愛知県医師会アンケ

第4章 虐待の予防

などに配布し、児童虐待の発見・予防につながることを期待します。

暮らしの相談はお気軽に わたらい克明

TEL : 0532-62-9633 FAX : 0532-64-4368 E-mail : wata99 @ plum.ocn.ne.jp